

第 2 章

|| || || || || || || || || || || || || || || || ||

防 災 組 織

|| || || || || || || || || || || || || || || || ||

第2章 防災組織

災害の予防、応急および復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

羽幌町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

第1節 防災会議の組織

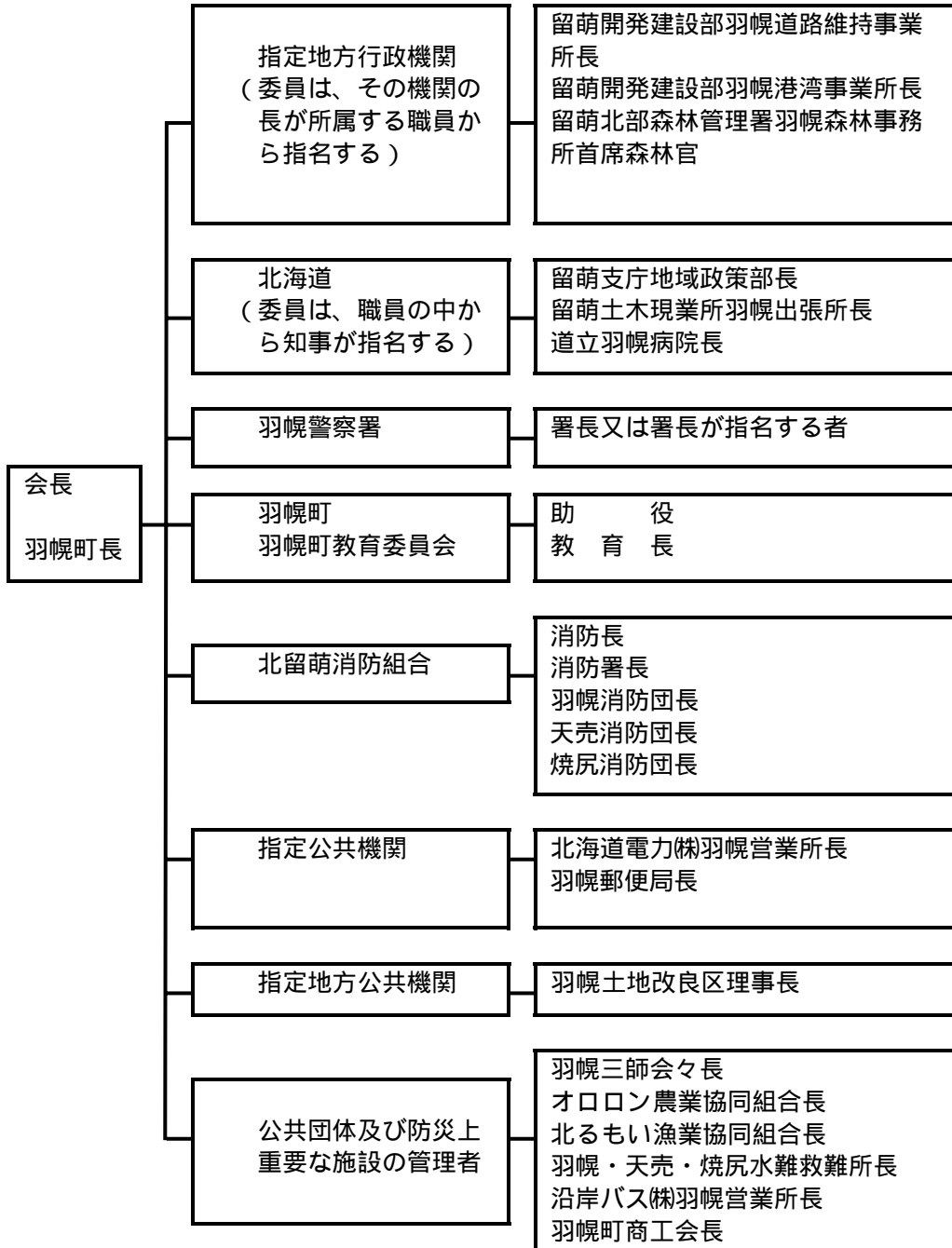
災害対策基本法第16条の規定に基づき、羽幌町防災会議を設置し、町長を会長とし、羽幌町防災会議条例第3条第5項に規定する委員25人以内をもって組織する。また、その所掌事務は、羽幌町防災会議条例第2条に定めるところによる。

1 構成

羽幌町防災会議の組織図は、次のとおりである。

第 2 章 防災組織

羽幌町防災会議の組織（羽幌町防災会議条例第 3 条）



第2章 防災組織

2 運営

羽幌町防災会議条例（昭和38年羽幌町条例第7号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

ア 設置

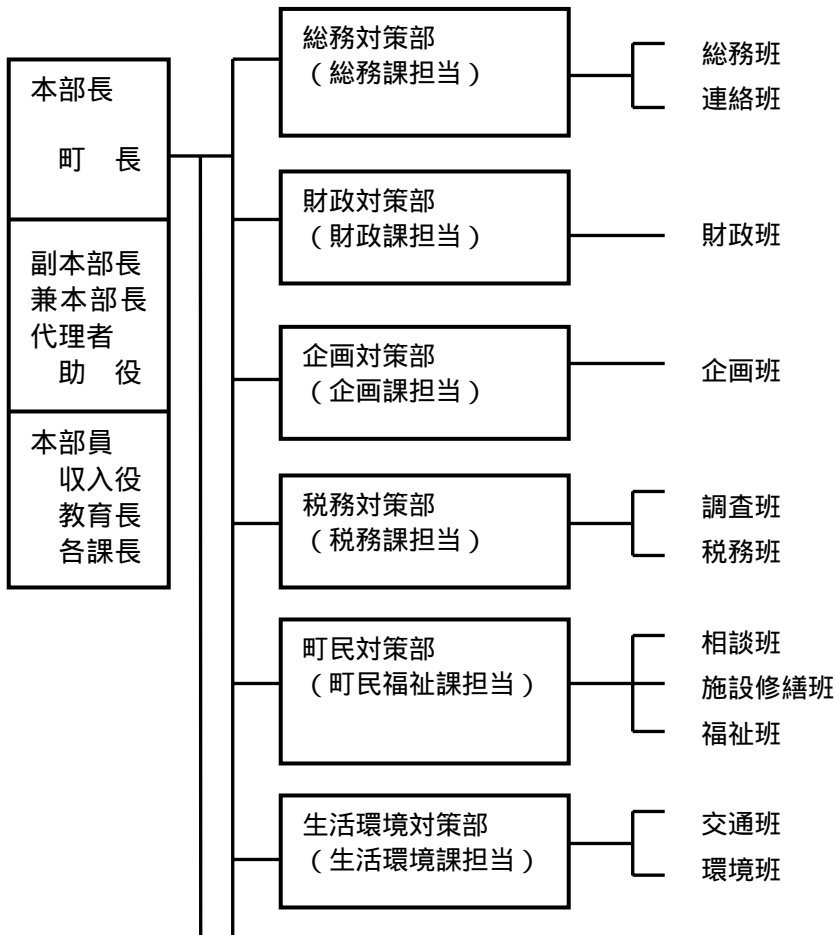
災害対策本部は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため基本法第23条の規定により町長が設置するものであるが、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置し、防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
冷(温)害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷(温)害被害が発生したとき
地震(津波)害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生したとき ・沿岸に「津波」の津波警報が発表されたとき ・地震(津波)による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

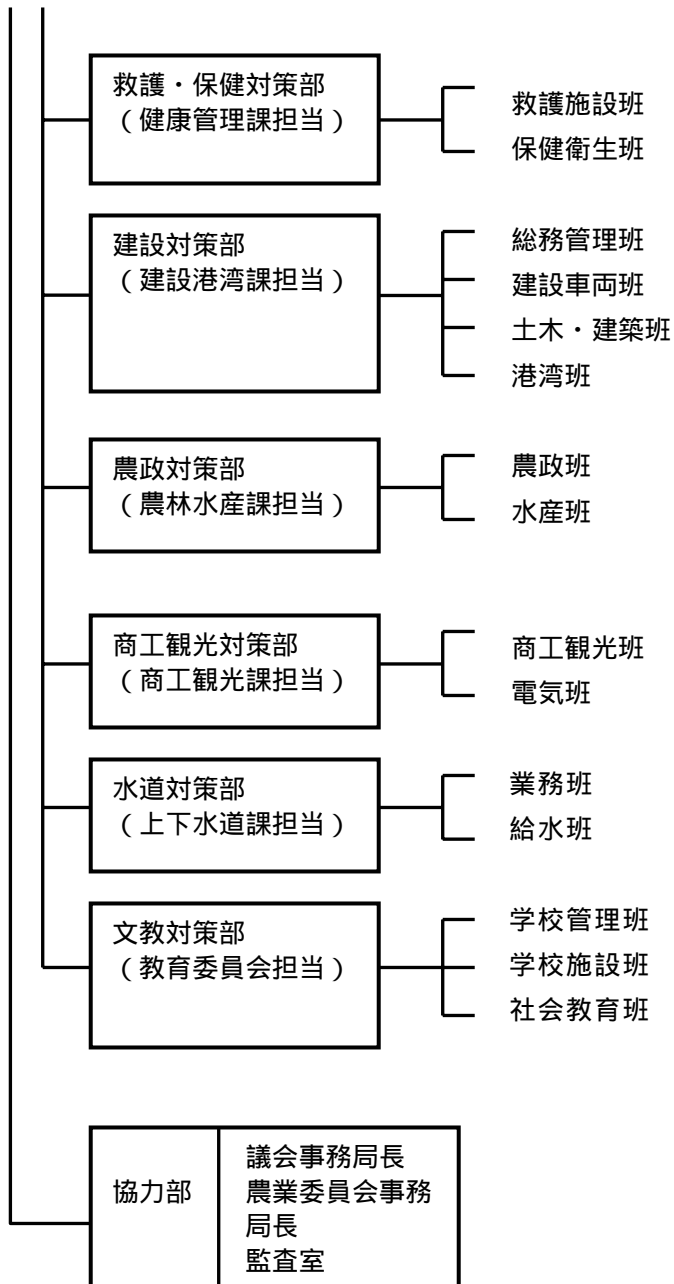
第2章 防災組織

イ 本町の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

1 災害対策本部の組織系統図



第 2 章 防災組織



各対策部長には担当課長、副部長にはその課長以外の管理職をあてるものとし、班長は部長が指名するものとする。

第 2 章 防災組織

2 災害対策本部の各班事務分掌

部 名	班 名	担当課	分 担 業 務
総 務 対 策 部	総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 災害対策本部の庶務に関すること。 4 災害救助法の適用手続きに関すること。 5 災害状況及び処置概要の収集整備報告に関すること。 6 災害日誌及び記録に関すること。 7 避難命令の発令に関すること。 8 災害地域の視察及び見舞いに関すること。 9 庁内の非常体制に関すること。 10 その他各部に属さないこと。
	連絡班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 11 職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。 12 関係機関団体に対する協力並びに応援要請に関すること。 13 公用車（建設課所管のものは除く。）運行に関すること。 14 各部の指導連絡調整に関すること。 15 気象予警報の受領及び伝達に関すること。 16 災害救助隊の編成に関すること。
財 政 対 策 部	財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策及び災害復旧に要する財政処置等資金計画に関すること。 2 災害予算関係及び経理に関すること。 3 調達資材の受払いに関すること。 4 災害に伴う地方債に関すること。 5 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
企 画 対 策 部	企画班	企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の要望・陳情に関すること。 2 災害現地の取材及び写真収集に関すること。 3 本部と災害地の連絡に関すること。 4 被災者避難所との連絡に関すること。 5 災害広報に関すること。 6 報道機関との連絡に関すること。

第 2 章 防災組織

部 名	班 名	担当課	分 担 業 務
税務 対策部	調査班	税務課	1 被災納税者の調査に関する事。
	税務班	税務課	1 被災納税者の町税の減免猶予に関する事。 2 災害に伴う町税計画の見直しに関する事。
町 民 対 策 部	相談班	町民 福祉課	1 被災町民の相談に関する事。 2 地域住民組織団体の協力要請の総合調整に関する事。
	施設 修繕班	町民 福祉課	3 公営住宅の被害状況調査及び復旧対策に関する事。
	福祉班	町民 福祉課	4 被害者の衣料・寝具など生活必需品の調達及び支給に関する事。 5 被災者の生活援助に関する事。 6 救助物資の調達計画及び配分に関する事。 7 義援金の受領・配分に関する事。 8 日赤救助活動の連絡調整に関する事。 9 支援団体・ボランティアの受け入れ窓口（団体名、人数、支援内容等）に関する事。 10 被害者の生活保護に関する事。 11 児童福祉施設の災害対策に関する事。 12 労働関係施設の被害状況調査に関する事。 13 被災者に対する職業対策に関する事。 14 被災者の死体収容処理に関する事。
生 活 環 境 対 策 部	交通班	生活 環境課	1 災害時の交通情報の収集及び交通安全対策に関する事。 2 被災者の救出・捜索に関する事。
	環境班	生活 環境課	3 放浪犬の処理に関する事。 4 被災地域の塵芥及びし尿の処理に関する事。 5 被災地域の清掃指導に関する事。

第 2 章 防災組織

部 名	班 名	担当課	分 担 業 務
救護・保健対策部	救護施設班	健康管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者救護施設の設置計画及び受入れ並びに管理運営に関すること。 2 被災者の給食・給水計画に関すること。
	保健衛生班	健康管理課	<ol style="list-style-type: none"> 3 被災地及び避難所収容者の応急医療、助産・保健指導に関すること。 4 被災地の防疫計画及び実施に関すること。 5 被災地の感染症予防に関すること。 6 被災地の医療品・その他衛生資材の確保配分に関すること。 7 保健・医療機関との連絡調整に関すること。 8 保健衛生施設の被害状況調査及び復旧計画に関すること。 9 社会福祉施設入所者の避難・救助活動に関すること。 10 医療施設入居者の避難・救助活動に関すること。 11 社会福祉施設の被害調査及び応急処置に関すること。
建設対策部	総務管理班	建設港湾課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の復旧に関すること。 2 災害住宅復興資金に関すること。
	建設車両班	建設港湾課	<ol style="list-style-type: none"> 3 応急資材の調達、配分、保管に関すること。 4 配車計画の作成及び車両の確保に関すること 5 災害発生予想区域の巡視に関すること。 6 災害時の輸送に関すること。 7 災害時における障害物の除去に関すること。 8 応急資材・救援物資の輸送に関すること。 9 土木建設機械の出動及び手配に関すること。 10 被災者及び出動の緊急輸送に関すること。

第2章 防災組織

部名	班名	担当課	分担業務
建設対策部	土木・建築班	建設港湾課	11 建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 12 公共土木施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 13 町有土木施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 14 道路橋梁河川の応急処置に関すること。 15 河川水位の測定及び警戒に関すること。 16 被災地域の建築制限及び建物の建築指導に関すること。 17 住居地域排水路の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	港湾班	建設港湾課	18 港湾施設の災害対策に関すること。 19 港湾施設の被害調査に関すること。 20 港湾施設の災害復旧に関すること。
農政対策部	農政班	農林水産課	1 農林業被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関すること。 2 町有林の災害対策及び被害調査に関すること。 3 農作物及び農業用施設の災害対策に関すること。 4 被災農家の災害補償等援護対策に関すること。 5 被災農作物の病虫害の防疫に関すること。 6 被災地域の家畜の応急救護、防疫及び飼料の確保に関すること。 7 林道施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 8 救農土木事業に関すること。 9 種苗及び生産資材の確保に関すること。 10 被災地域の家畜の応急救護、防疫及び飼料の確保に関すること。 11 霜害気象観測に関すること。 12 死亡獣畜の処理に関すること。 13 林地及治山施設の被害調査及び応急処置、復旧対策に関すること。 14 林野の火防及び復旧対策に関すること。 15 林地及びがけ地の警戒、警防に関すること。

第2章 防災組織

部名	班名	担当課	分担業務
農政対策部	農政班	農林水産課	16 営農水路及び溜池等感慨施設の越流警戒、警防並びに応急対策に関する事。 17 被害農家の災害融資に関する事。 18 被害農家の営農指導に関する事。 19 家畜の災害対策に関する事。 20 農用地の災害対策に関する事。 21 林業の災害融資に関する事。 22 災害用木材の払下げに関する事。 23 森林及び林産物の被害調査に関する事。
	水産班	農林水産課	1 水産物及び水産資材の災害対策並びに確保に関する事。 2 漁港施設の災害対策に関する事。 3 漁港施設の被害調査に関する事。 4 漁港施設の災害復旧に関する事。
商工観光対策部	商工観光班	商工観光課	1 応急食糧の調達に関する事。 2 衣料・寝具・燃料その他生活必需品の消費対策に関する事。 3 物価対策及び生活必需品の流通対策に関する事。 4 商工業関係者の被害調査及び金融対策に関する事。 5 被災中小企業及び店舗等の応急復旧対策に関する事。 6 災害における火薬類及び高圧ガス類の保安に関する事。 7 災害における砂利採取現場及び採石現場の保安に関する事。 8 観光施設の調査に関する事。
	電気班	商工観光課	9 離島電気施設の被害調査及び応急処置に関する事。

第 2 章 防災組織

部 名	班 名	担当課	分 担 業 務
水 道 対 策 部	業務班	上下 水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急処置並びに復旧対策事業に関すること。 2 応急給水場の設営に関すること。 3 下水道及び住居地域排水路の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	給水班	上下 水道課	<ol style="list-style-type: none"> 4 被災地における飲料水の確保及び給水に関すること。 5 水道施設の警戒配備に関すること。
文 教 対 策 部	学校 教育班	教育 委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急教育に関すること。 2 被災児童、生徒の学用品の給付及び医療・防疫、給食対策に関すること。 3 災害時における学校教育施設の避難所等解放に関すること。 4 児童・生徒の避難指導に関すること。
	学校 施設班	教育 委員会	<ol style="list-style-type: none"> 5 学校施設の災害復旧事業に関すること。
	社会 教育班	教育 委員会	<ol style="list-style-type: none"> 6 教育施設及び社会教育施設の災害対策・被害調査に関すること。 7 社会教育施設の災害復旧事業に関すること。 8 ボランティアの活動管理、統率に関すること。

3 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

設置

災害対策基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときは設置する。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け非常配備の必要があるとき。
- エ 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- オ 北海道日本海沿岸北部に「津波」の津波警報が発表されたとき。

廃止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急処置が完了したと認められるときは本部を廃止する。

公表

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに羽幌町防災会議構成機関、留萌支庁長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。また、廃止とした場合の公表についても設置の場合に準ずる。

4 標識

本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板(別図1)を掲出するものとする。

本部長・副部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは腕章(別図2)を帯用するものとする。

災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識(別図3)をつけるものとする。

5 本部員会議

本部員会議は、本部長・副部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項

本部員会議の開催

- ア 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提供しなければならない。
- イ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務課長にその旨申し出るものとする。

会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

6 本部の配備体制

非常配備の基準

- ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準より配備の体制をとることがある。

第2章 防災組織

非常配備の体制
 非常配備の種類、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

種別	配備内容	配備時期	担当部
第1非常配備	特に関係のある班の所要の人数で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いする体制をとる次の動員体制に円滑に移行しうる体制とする。	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表されたとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 3 町内に震度4以上の地震が発生したとき。 4 北海道日本海沿岸北部に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき	総務対策部 各本部員等
第2非常配備	関係各班の所要の人員をもって当たるもので災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 3 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 4 北海道日本海沿岸北部に「津波」の津波警報が発表されたとき。	全職員
第3非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該指令をしたとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 北海道日本海沿岸北部に「大津波」の津波警報が発令されたとき。	全職員
職員の自主参加基準	1 地震発生するとき 震度 3 総務対策部関係職員（本部員自宅待機） 〔津波警報もあるとき 係長職以上（係員自宅待機）〕 震度 4 本部員（班長自宅待機） 〔津波警報もあるとき 全職員〕 震度 5弱又は5強 班長職以上（班員自宅待機） 震度 6以上 全職員 2 津波情報 津波注意報 総務対策部関係職員（場合によっては自宅待機） 津波警報 管理職（班長自宅待機）		

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

7 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

- ア 総務課は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各対策部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各対策部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各対策部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各部においては、あらかじめ所掌する業務内容について活動要領を作成し、部内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

8 非常配備体制の活動要領

本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

第2章 防災組織

(ア) 総務対策部長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受、伝達等を行う。

(イ) 総務対策部長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

(ウ) 関係各対策部長は、総務対策部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

(エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

(イ) 各対策部長は、情報の収集伝達体制を強化する。

(ウ) 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各対策部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

a 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備・物資・資器材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

本部連絡員

本部長は必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部

連絡員を置くものとする。

本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。

本部連絡員は各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達するものとする。

9 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

報告事項

- ア 気象情報又は災害情報
- イ 配備体制
- ウ 各対策部の措置事項

協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事。
- イ 災害情報、災害被害の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- ウ 各対策部間の調整事項。
- エ 市町村等関係機関に対する応援要請に関する事。
- オ 救助法適用協議に関する事。
- カ 被害者に対する見舞金品の給付に関する事。
- キ その他災害対策に関する重要な事項。

本部員の招集、運営

- ア 本部員会議は、本部長が招集する。
- イ 本部長は本部員の議長となる。
- ウ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

エ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

オ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

会議事項の周知

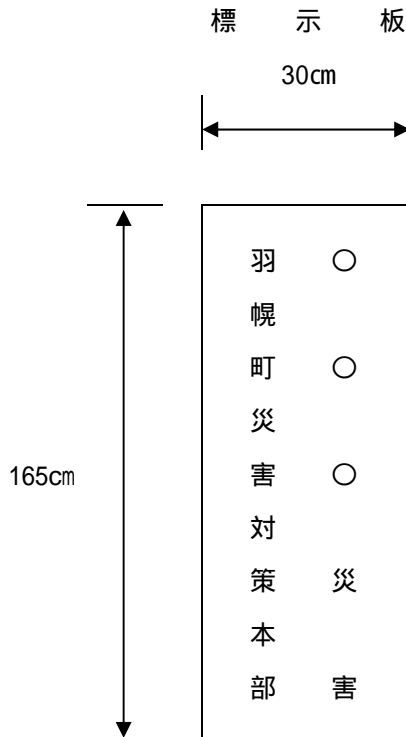
本部員会議において決定した事項で、本部長が職員に周知する必要があると認められたものについては、各部長は速やかに所管職員に周知するものとする。

10 救助法に基づく各班の事務分掌等

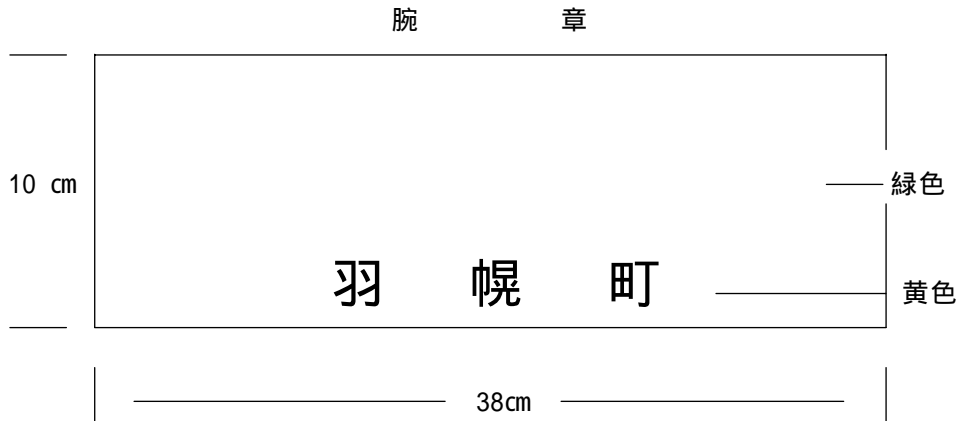
救助法が適用された場合、各対策部においては「災害対策本部の各班事務分掌」に掲げる救助事務を実施すること。

各対策部においては救助業務を実施するにあたっては、整備すべき帳簿等が定められているので、総務対策部と連絡をとること。

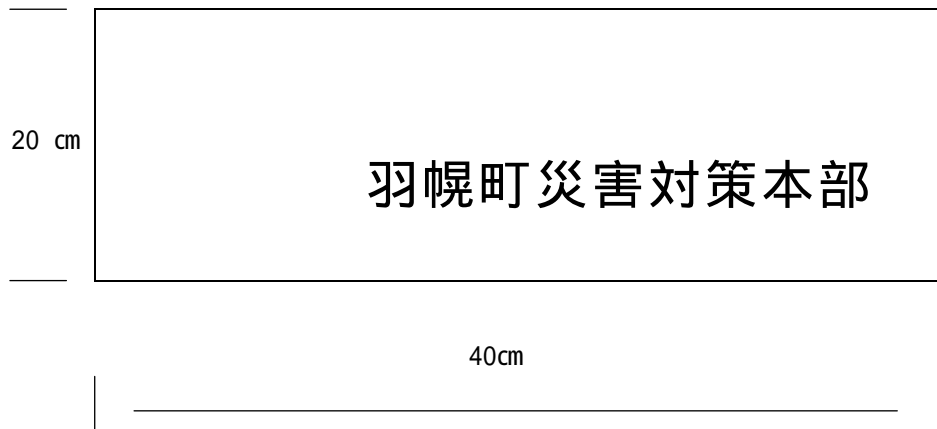
別図 1



別図 2



別図 3



第2章 防災組織

第3節 住民組織の協力

災害時において災害応急活動など円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により必要と認めた場合は、町内会及び各種団体等住民組織に対し、災害対策活動の協力を要請する。

1 協力要請事項

町内会及び各種住民組織等に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

災害時における住民の避難誘導、救出及びり災者の保護に関すること。

緊急避難のための避難場所及びり災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。

災害地の公共施設等の保全に関すること。

災害情報の収集と本部への連絡に関すること。

災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。

避難所内での炊き出し及びり災者の世話に関すること。

災害箇所の応急措置に関すること。

本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。

義援金品の募集及び整理に関すること。

救援物資の支給、清掃及び防疫に関すること。

その他救助活動で本部長が協力を求めた事項

2 協力要請先

町内会、婦人団体、青年団体、産業団体青年婦人部、日赤奉仕団等とし、所在地、要請人員等については随時変更があるので、町総務課に台帳を備え付けておくものとする。

3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、電話、消防サイレン、広報車等により周知徹底すると同時に、地区別情報等連絡責任者を通じ行うものとする。

4 地区別情報等の連絡責任者

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、各地区町内会長をもってあてる地区情報連絡員を地区別情報等の連絡責任者にあてる。

地区別情報等連絡責任者については、毎年変更があるので町総務課に台帳を備え付けておくものとする。